

➤ 経済産業省から、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆さまへの支援内容をまとめたものが、経済産業省のホームページに掲載されていますのでご紹介します。最新情報は必ずホームページ (<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>) でご確認ください。

経済産業省 **新型コロナウイルス感染症で
影響を受ける事業者の皆様へ**

資金繰り



設備投資・販路開拓



経営環境の整備



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

🔍 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



また、最新情報については、e-中小企業ネットマガジン・中小企業庁
Twitterでも、ご登録いただいた方に随時配信しております。

e-中小企業ネット
マガジンの登録 → 🔍 e-中小企業ネットマガジン で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



中小企業庁
Twitterのフォロー → 🔍 @meti_chusho で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



LINE公式
アカウントのフォロー → 🔍 @meti_chusho で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



令和2年5月3日18:00時点版

新着情報

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

🔍 検索

5月3日 18:00時点

第2章 資金繰り支援

【民間の信用保証付き融資】

- ◆ SN5号について、5月1日(金)より全業種を対象に指定しました。(17ページ)
- ◆ 都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年の融資を拡大します。(19ページ)

第3章 給付金

- ◆ 5月1日(金)より申請受付を開始しています。(26ページ)

第5章 経営環境の整備

【雇用関連】

- ◆ 雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大に関する情報を更新しました。(44ページ)

【テレワーク】

- ◆ 働き方改革推進支援助成金に関する情報を更新しました。(52ページ)

第6章 税・社会保険・公共料金

【税の申告・納付】

- ◆ 固定資産税等の軽減の全体像を説明したページを追加しました。(64ページ)

4月30日 12:00時点

第3章 給付金

- ◆ 持続化給付金ページを更新しました。
現在、申請要領(速報版)を公開中です。(26ページ)

第4章 設備投資・販路開拓支援

【持続化補助】

- ◆ 通常型、コロナ特別対応型の情報を更新しました。
コロナ特別対応型の応募方法等の詳細もご確認ください。(30、31ページ)

【IT導入補助】

- ◆ 公募スケジュールを更新しました。(32ページ)

第5章 経営環境の整備

【海外関連】

- ◆ 貿易保険による支援策を追加しました。(55ページ)



裏面参照

雇用調整助成金の特例措置

更なる拡大について

中小企業において、労働基準法上の基準（60％）を超える高率の休業手当が支払われ、また、休業等要請を受けた場合にも労働者の雇用の維持と生活の安定が図られるよう、以下の拡充を行います。

【特例措置の内容 1】

- ※ 1 令和2年4月8日以降の期間を含む支給単位期間に遡って適用
- ※ 2 対象労働者1人1日当たり8,330円が上限

拡充 1. 中小企業が都道府県知事からの休業要請を受ける等、一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に100%とします。

休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合であって、下記の要件を満たす場合には、休業手当全体の助成率を特例的に100%とします。

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県知事が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること
 - 以下のいずれかに該当する手当を支払っていること
 1. 労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること
 2. 上限額(8,330円)以上の休業手当を支払っていること（支払率が60%以上の場合に限る）
- ※ 教育訓練を行わせた場合も同様

拡充 2. 1に該当しない場合であっても、中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率を特例的に100%にします。

【特例措置の内容 2】

※ 休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用生産指標の要件を緩和し、比較対象となる月の幅を広げました。

従来の雇用調整助成金の特例措置においては、最近1ヶ月間の生産指標と前年同月の生産指標とを比較することとし、事業所を設置して1年未満に満たない事業所については、令和元年12月と比較できることとしていました。

今般、これを緩和し、前年同月と比較できない事業所については、

- ① 前々年同月
 - ② 前年同月から計画届けを提出する前々月の12ヶ月のうち、適切な1ヶ月
- いずれかと比較して、5%減少していることが確認できれば、雇用調整助成金の特例が利用可能となります。

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で、事業収入（売上）を得ている法人・個人の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。

【給付額】

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■ 売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

【給付対象の主な要件】

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
- ② 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- ③ 法人の場合は、
 - (I) 資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、
 - (II) 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

【申請サイト】

「持続化給付金」の事務局HP

<https://www.jizokuka-kyufu.jp>



【申請要領・よくあるお問合せ等】

上記の事務局HPまたは、経済産業省HPよりご確認いただけます。

経済産業省HP（持続化給付金）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>



Point!

必ず最新情報をご確認ください！